

和牛等特色ある食肉の表示に関するガイドライン (案)

平成 1 9 年 3 月 2 0 日

食肉の表示に関する検討会

目 次

はじめに	1
趣旨	2
ガイドラインの位置づけ	2
対象事業者について	2
対象品目について	2
対象とする表示について	2
「和牛」の表示方法について	3
1 「和牛」の表示方法	3
2 「和牛」と類似の表示	4
「黒豚」の表示方法について	4
留意事項	4
(参考 1) 検討の経過	5
(参考 2) 食肉の表示に関する検討会委員名簿	8
(参考 3) 食肉の表示に関する検討会の開催状況	9

はじめに

食肉は良質な蛋白源として国民の食生活において重要な地位を占めている。

一方、近年、ＢＳＥや高病原性鳥インフルエンザの発生、輸入農産物からの基準を超える残留農薬の検出など、食の安全・安心を脅かす出来事が続く中で、消費者の食に対する関心が高まっており、消費者は食肉購入の判断基準として、食肉の表示を従来にも増して重視するようになっている。

このような中、「和牛」や「黒豚」といった特色ある食肉については、それを強調する任意表示が積極的に取り組まれているが、国際化の進展に伴い食肉の流通が多様化する中、これらの表示の中には、一見する限りは消費者に産地や品質を誤認させるおそれがあるものも見られるところである。このため、消費者に対して正しい情報を伝えるためのわかりやすい食肉の表示ルールを策定することを目的に「食肉の表示に関する検討会」が開催され、その検討結果をガイドラインとして取りまとめた。

なお、本検討会においては、主として「和牛」や「黒豚」という表示は消費者の多くが国内で生産されたものとイメージする中、外国産と国産品の誤認を防止する観点から検討が進められた。議論の中で「和牛」については「外国産であっても、それを選択するのは消費者であり、国内で生まれ育ったことを「和牛」の条件とする必要はない」という意見がある一方で、「現状では「和牛」として証明・確認が可能なものは国内で生まれ育ったものに限られている」、「和は日本を示す言葉であり、和製のものと認識されうることから、表示ルールと消費者の認識のギャップを是正する意味からも国内で生まれ育ったものとするを明記すべき」等の議論がなされ「和牛」表示の定義がとりまとめられた。

また、「黒豚」についても「生産者のこれまでの取組を評価し、国内で生まれ育ったものとするはできないか」との意見がある一方で、「黒豚の品種は海外原産のバークシャー種であり、海外でも広く生産・流通している中「黒豚」を日本で生まれ育ったものとするは困難ではないか」等の議論を踏まえ、「黒豚」表示の方法が取りまとめられた。

しかしながら、これらの方針については現状の食肉流通の実態等を踏まえた検討の結果であることから、今後の情勢の変化に応じてその内容を検証していく必要があることを補足しておく。

このように検討の過程において大変貴重な意見等が多く出されたことから、こうした意見や提案を「検討の経過」として取りまとめ、参考資料として添付しているので、ガイドラインの理解の参考として活用していただきたい。

最後に、本ガイドラインは食肉の販売業者等が食肉の特色を示す任意表示をする場合の指針である。食肉の販売業者等においては、これらの表示ルールに沿った表示に積極的かつ速やかに取り組むことにより、消費者の適切な商品選択に資するとともに、食肉の表示に関する消費者の信頼性が一層高まり、食肉産業が発展していくという良い循環が生まれることを期待する。

平成１９年３月２０日

食肉の表示に関する検討会
座 長 沖 谷 明 紘

趣旨

近年、我が国固有の肉用牛である和牛及び和牛精液が海外に輸出され、それらを活用した交雑種の子牛や食肉が生産、輸入されている事例がある。こうした中、消費者は「和牛」は日本の牛と認識しており、また、「家畜の遺伝資源の保護に関する検討会」においても、表示の面からも和牛表示の厳格化を図るなどして、海外由来の子牛や牛肉に紛らわしい「和牛」表示を認めるべきではないとの指摘があったところである。

また、黒豚については、従来、国産品、輸入品を問わず純粋バークシャー種を黒豚と表示してきたが、アンケート調査などから大部分の消費者は、「黒豚」という表記に対し国産であるという認識を持っているとの回答が得られたところである。しかしながら、バークシャー種は、本来、英国原産であり、米国、カナダ等でも生産されていることや我が国でも種豚改良のため外国からバークシャー種を導入してきた実態があり、これらの事実について十分認知されているとはいいい難い状況にある。

こうした状況を踏まえ、「和牛」及び「黒豚」など特色ある食肉の表示のあり方について、消費者に正しい情報を伝えるわかりやすい表示を行うとの観点から検討し、「和牛等特色ある食肉の表示に関するガイドライン」を策定する。

ガイドラインの位置付け

消費者にわかりやすい表示を行うとの観点から、牛及び豚の生肉を販売するすべての事業者（以下「食肉販売事業者等」という。）が特色ある食肉の表示をする上での指針となるべきものであり、食肉販売事業者等の自主的な取組を促すものである。

対象事業者について

本ガイドラインは、事業規模の大小に関わりなく、食肉販売事業者等を対象とする。

対象品目について

食用に供される牛及び豚の生肉を対象とする。

対象とする表示について

食肉については「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」（以下「JAS法」という。）に基づく「生鮮食品品質表示基準」の規定により、名称及び原産地の表示が義務付けられており、名称の表示については、その内容を表す一般的な名称を記載することとされている。

また、「和牛」、「黒豚」等特色ある食肉の表示が任意の強調表示として名称表示とは別に表示される事例が多い状況にある。

このため、本ガイドラインにおいてはJAS法に基づき行われる「名称」の表示に限らず、商品の名称を示すものとして、シールや掲示等食肉の販売に際して提供されるすべての表示を対象とする。

「和牛」の表示方法について

1 「和牛」の表示方法

- (1)「和牛」と表示できる牛肉は、 の要件を満たすことが、家畜改良増殖法に基づく登録制度等により証明でき、かつ、 及び の要件を満たすことが、牛トレーサビリティ制度により確認できる牛の肉とする。

次に掲げる品種のいずれかに該当する牛であること。

- イ 黒毛和種
- ロ 褐毛和種
- ハ 日本短角種
- ニ 無角和種
- ホ イからニまでに掲げる品種間の交配による交雑種
- ヘ ホに掲げる品種とイからホまでに掲げる品種間の交配による交雑種
国内で出生し、国内で飼養された牛であること。

- (2)(1)の「登録制度等により証明」できるものとは、次に掲げる書類のいずれかを有しているものとする。

(社)全国和牛登録協会、(社)日本あか牛登録協会又は(社)日本短角種登録協会(以下「家畜登録機関」という。)が発行する次の書類。

- イ 登録証明書
- ロ 子牛登記証明書
- ハ 血統を証明する書類

家畜改良増殖法に基づき獣医師、家畜人工授精師又は種畜の飼養者が交付する次の書類で、本牛の品種又は品種の組合せを明らかにするもの。ただし、本牛の両親である牛が に掲げる書類を有していることが確認できるものに限る。

- イ 授精証明書
- ロ 体内・体外受精卵移植証明書
- ハ 種付証明書

- (3)(1)の「牛トレーサビリティ制度により確認」できるものとは、「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法」に基づき公表される牛個体識別台帳に関する情報によって品種及び飼養履歴が確認できるものとする。

〔注〕ＪＡＳ法に基づく「生鮮食品品質表示基準」の規定により、生鮮食品には原産地の表示が義務付けられており、国産品にあつては国産である旨、又は主たる飼養地が属する都道府県名、市町村名その他一般に知られている地名を記載することとされている。

このため、「和牛」と表示する場合においても、原産地の表示は必要である。

2 「和牛」と類似の表示

- (1) 「和牛」と類似しており、「和牛」との誤認を生じさせるおそれのある用語については、1の要件を満たすものに限り表示できるものとする。

〔表示例〕 WAGYU、わぎゅう、ワギュウ

- (2) 「和牛」に該当する各品種の品種名については、1の要件を満たすものに限り表示できるものとする。

〔表示例〕 黒毛和牛（種）、褐毛和牛（種）、
日本短角牛（種）、無角和牛（種）

- (3) 「黒牛」等「黒」の文字を使用した表示については、黒毛和種との誤認を生じさせるおそれがあることから、黒毛和種以外の牛の肉に表示する場合には、品種名又は品種の組合せを併記するものとする。

「黒豚」の表示方法について

- (1) 「黒豚」と表示できるものは、純粋バークシャー種の豚の肉とする。
(2) 外国産のものが国産の黒豚と誤認されることを防ぐため、「JAS法に基づく名称表示とは別に、シール等の任意表示を行う場合においても、「黒豚」と表示する場合には必ず原産地を併記するものとする。

〔例〕

- ・ かしま黒豚、○○県産黒豚
- ・ 米産黒豚、カナダ産黒豚
- ・ 黒豚（アメリカ産）、黒豚（カナダ産）
- ・ 黒豚 カナダ産
（アメリカ産）、黒豚

〔注〕原産地の表示方法については、「JAS法に基づく「生鮮食品品質表示基準」の規定により、国産品にあっては国産である旨、又は都道府県名、市町村名その他一般に知られている地名を記載することとされている。

黒豚については、地域の取組によりブランド化が図られてきた経緯を踏まえれば、国産の黒豚の原産地については、都道府県名等の地名を表示することが望ましい。

- (3) 併記される原産地の表示は、消費者が容易にその記載を認識できるよう、「黒豚」の文字に比べて適切な大きさの文字を使用するものとする。

留意事項

- (1) 表示に当たっては、表示の根拠とした証明書類、仕入れ伝票、その他関係書類の整理に努めることを通じて、消費者の問合せに迅速かつ適正に対応できるようにする必要がある。
- (2) 「和牛」表示の定義など本ガイドラインの普及定着に当たり、「和牛」と「国産牛」の違い等表示の区分について、消費者に正しく理解されるための取組を推進するとともに、和牛の特性等和牛に関する正しい知識・情報の普及啓発を図ることが必要である。

検討の経過

1．ガイドラインに対する基本的な考え方について

- 各委員により、「消費者にとってわかりやすい表示」とするためのルール
の策定という基本方針についてコンセンサスが得られるとともに、任意表示
については、これまでも業界の自主的な取組により適正化を図ってきた経緯
を踏まえれば、強制的なものとするのではなく、ガイドラインの策定等によ
り事業者の自主的な取組を推進していくことについて理解が得られた。
- また、学識経験者の委員から「本検討会におけるガイドラインは現状の食
肉流通の実態等を踏まえ策定するものであり、今後の情勢の変化によって適
宜検討していく必要がある」という意見が出された。

2．表示のあり方について

- 消費者団体及び流通団体の委員から「表示はあくまで消費者の商品選択に
資するものであり、生産振興や遺伝資源の保護のための議論とは別にすべき」
という意見が出された。
- 他の消費者団体、学識経験者及び生産者の委員から「表示には、消費者の
商品選択に資するとともに、これまでの生産者の取組等を消費者に正しく理
解・評価してもらうという観点もあるのではないか」という意見が出された。

3．海外における「和牛」や「黒豚」の生産実態等について

検討に当たって、海外における「和牛」や「黒豚」の生産・流通実態を把握
する必要があることから、第3回検討会において、海外の生産・流通実態に精
通している者を参考人として招聘し説明を求めた。

この中で、「和牛」については、

- 米国においては、日本から輸入した「和牛」の遺伝資源が脂肪交雑の改
良を目的とした肉質改良のために利用されており、主として「和牛」の血
が50%以上入った交雑種が「和牛(WAGYU)」や「コーベ・ビーフ」と
称して米国内で流通していること。
- 豪州においては、米国から輸入した和牛遺伝子により、和牛の純粋種や
交雑種を生産しているとのことであり、米国から輸入された血統は一部で
はDNA鑑定により親子関係を確認しているとともに、トレーサビリティ制
度は導入しているものの、日本のような登録制度等による品種の証明・確
認の精度が確保されるかは不明であり、また、生産の状況等についても正
確には把握できていない状況にあること。

等が明らかになった。

また、「黒豚」については、

- 米国においては、登録制度が存在し、DNA鑑定等の手法により純粋のバ
ークシャー種であることの証明が可能であること、「Black Hog」といっ
た「黒豚」と同義の名称により流通している実態があること
- カナダにおいては、バークシャー種の飼養農家が団体に加盟し、純粋種
の管理を徹底していること、出荷された豚肉はロット毎に管理され、生産
農家まで遡る体制が確立していること、DNA鑑定により純粋種であること

の確認を行っていること
等が明らかになった。

更に、輸出国としては日本の消費者ニーズに応えるため、日本国内の生産者等と同様に努力しており、それらの取組を正当に評価してほしい旨の意見が出された。

4. 「和牛」の表示のあり方について

- 流通団体の委員から「現状で海外産の「和牛」が輸入され、「和牛」と表示して流通している実態がほとんどなく、消費者に対して著しい誤認を与えている等の問題が顕在化していないにも関わらず、「和牛」を国内で生まれ育ったものに限ることは、消費者に無用の混乱を招くことになるのではないか」という意見が出された。
- また、消費者団体の委員から「JAS法に基づく原産地表示により、既に海外産か国産かを識別するための情報は提供されており、いずれを選択するかは消費者に委ねるべきで「和牛」を国内で生まれ育ったものとする必要はないのではないか」という意見が出された。
- 一方、生産者の委員から「今後、海外において生産された純粋な「和牛」であるか否かの確証が得られないものが「和牛」と表示されて国内で流通することにより、消費者に日本の「和牛」と同等の品質を有しているといった品質誤認を生じさせる可能性があることを踏まえ、現時点で明確なルール化を図ることが有効ではないか」という意見が出された。
- また、学識経験者の委員から「消費者が牛肉を選択するポイントとしては、品種や生まれ育った場所等もあり、「和牛」の定義としてこれらを明確にすることにより消費者の認識とのギャップが是正され、わかりやすいものとなるのではないか」との意見が、また、流通団体の委員等から「海外における「和牛」は、証明手法の精度も不明であり、自らも正確な生産・流通実態が把握できないなど、日本と比較して曖昧な形で流通しており、現状で「和牛」であることを証明・確認できるものは、日本で生まれ育ったものに限られている」との意見が出された。
- さらに、他の消費者団体の委員から「「和牛」は国内の生産者により培われてきた我が国の資源・財産であり、消費者もこれを支えるべきである。表示とはこうした消費者の理解醸成を図るための役割を有するものであり、併せて和牛についての正しい情報を提供していくことが重要である」という意見が出された。
- こうした議論を踏まえ、本検討会では「黒毛和種等の品種として国内で生まれ育ったことが登録制度等により証明でき、トレーサビリティ制度により確認できるものが「和牛」と表示できる」と取りまとめられた。

なお、この他「和牛」表示と併せて、

- 生産者、消費者団体の委員から「和牛の食味の品種による違い等を踏まえれば、品種名も併記することはできないか」という意見が出された。
- 一方、流通団体の委員から「和牛のみ品種名を併記することは、他の食肉の表示ルールと整合性が図れない。和牛の品種間の違いが消費者に十分に浸透していない現状で品種名の併記をルール化することは、かえってわかりにくいものになるのではないか」という意見が出された。

- また、他の消費者団体の委員から「消費者に好まれる牛肉の情報がトレーサビリティ制度を利用することにより生産者へフィードバックできる仕組み等があれば、品種を表示するまでもなく、消費者に好まれる牛肉の生産につながるのではないか」という意見が出された。

5. 「黒豚」の表示のあり方について

- 生産者の委員から「黒豚」はバークシャー種のみならず、国内の在来種を用い、長年の生産者の努力により改良し、その周知を図ってきた経緯がある。また、偽装表示の問題もあり、消費者の信頼を確保するために相当の努力を払っており、これまでの生産者の取組が正しく評価されるためにも国内で生まれ育ったものとする事はできないか」という意見が出された。
- 一方、学識経験者の委員等から「海外原産の品種であるバークシャーの純粋種のみを「黒豚」と表示できる現行の表示ルールが既に定着している。日本のものを「黒豚」とし、外国産のものを「バークシャー」とするなど一品種の名称として2種類の表示が混在することは消費者にとってわかりにくいものとなるのではないか」との意見が出された。
- こうした議論を踏まえ、本検討会では「国産の「黒豚」との誤認を防ぐため、シール等の任意表示においても「黒豚」と表示する場合には必ず原産地を併記する」と取りまとめられた。

6. その他

上記のほか、

- 「表示の持つ意味を正しく消費者へ伝えるための取組を推進すべき」
- 「黒牛」や「WAGYU」という表示についてもルールを明確化すべき」
- 「黒牛についても「和牛」と同様に「国内で生まれ育ったもの」に限ることはできないか」

等の意見が出された。

(参考 2)

食肉の表示に関する検討会委員名簿

あきおか えいこ
秋岡 榮子 経済エッセイスト

おおき みちこ
大木 美智子 消費科学連合会会長

おがさわら しょういち
小笠原 莊 一 日本チェーンストア協会常務理事

おきた はやお
沖田 速男 鹿児島県黒豚生産者協議会会長

[座長] おきたに あきひろ
沖谷 明紘 日本獣医生命科学大学名誉教授

おだ かつみ
小田 勝己 宮城大学食産業学部教授

かわむら ちさと
川村 千里 肉用牛生産農家

かんだ としこ
神田 敏子 全国消費者団体連絡会事務局長

こばやし きいち
小林 喜一 全国食肉公正取引協議会専務理事

そうり のりお
惣宇利 紀男 大阪市立大学大学院経済学研究科教授

たけだ はるあき
武田 治明 社団法人日本食肉加工協会品質規格委員

にしきこ まこと
西迫 誠 鹿児島県農政部畜産課長

(敬称略・50音順)

食肉の表示に関する検討会の開催状況

平成 1 8 年	8 月 3 1 日	第 1 回検討会 「和牛」・「黒豚」の現状等について
	1 0 月 6 日	第 2 回検討会 「和牛」等の表示の検討について
	1 0 月 3 0 日	第 3 回検討会 「和牛」及び「黒豚」表示の検討について 参考人説明
	1 1 月 1 3 日	第 4 回検討会 表示のあり方の検討の方向性について
	1 2 月 1 8 日	第 5 回検討会 ガイドライン(案)について
平成 1 9 年	1 月 1 0 日	ガイドライン(案)公表
	~ 2 月 9 日	パブリックコメント募集
平成 1 9 年	3 月 2 0 日	第 6 回検討会 和牛等特色ある食肉の表示に関するガイドライン の取りまとめ